

横浜事件 再審裁判を支援する会

第四次再審請求の現状と課題

●第四次再審請求弁護団
主任弁護士 佐藤博史

横浜事件の第三次請求は、横浜地裁の再審開始の結論を維持した東京高裁決定(今年3月10日)が確定し、きたる10月17日に横浜地裁(第二刑事部・松尾昭一裁判長)で第一回の公判(公開の法廷)が開かれることとなった。検察官は、旧刑事訴訟法が本人死亡の場合は公判を開かずに結論を下すべきものと規定していることを根拠に、公判を開くことに反対していたが、裁判所はそれを退けて、公判を開くことにしたのである。

高かった)、特高警察による拷問を理由としたものだったから(その場合は、自白が信用できないことになり無罪の結論になる)、ほどなく審理を終え、やがて下される横浜地裁の判決の結論が無罪であることはもはや動かない。

◆
問題は、その理由である。

横浜事件は、特別高等警察(特高)による拷問で知られるが、その事実を東京高裁が正面から認めたことは大いに評価できる。しかし、特高による拷問が認められれば、横浜事件の真実は明らかになったことになるだろうか。

そうではない。横浜事件の真実とは、特高による拷問や拷問によ

る自白ではない。拷問や自白がなくても、泊会議という日本共産党再建謀議、それに基づく細川論文の執筆・掲載という「事件」そのものが特高によるフレームアップだったのである。責任は、拷問をした特高警察官にだけあるのではない。横浜事件の虚構を許した全ての法律家(検察官、裁判官、すなわち司法官、そして弁護士)の責任が明らかになって、はじめて「横浜事件の真実」が明らかになったことになる。

細川嘉六氏は最後まで自白しなかったが、自白しなかった細川氏もむろん無罪なのである(なお、細川氏は治安維持法の廃止による免訴判決によって解放された)。

◆
第三次請求についての横浜地裁の無罪判決がそのようなものであれば、第四次請求弁護団としても

No.54
2005. 10. 15
[事務局]
〒101-0064
東京都千代田区
猿楽町1-4-8
松村ビル401
TEL03-3291-8066
FAX03-3291-8066

それ以上に望むことはない。

しかし、仮に拷問を理由とした無罪だったときには、それでは横浜事件の真実の一部が明らかになっただけであるとして、裁判所に、その先にある真実に光を当ててことを求めなくてはならない。

私も第四次弁護団は、拷問を敢えて再審請求の理由にせず、端的に泊会議の虚構を掲げている。しかし検察官は、これを直視しようとはせず、私どもの昨年6月22日付求釈明書に対し、今年5月26日ようやく釈明書を提出したが、それは誠実さのかけらもない驚くべき杜撰なものだった。

第四次請求を審理する横浜地裁(第三次請求と同じ刑事第二部・松尾昭一裁判長)は、検察官の釈明について沈黙を守ったまま、翌5月27日、職権で第一次および第二次再審請求の記録を横浜地検から取り寄せる旨決定した。

第四次請求について、弁護団は、裁判所に何を求めるべきか。第三次請求について裁判所がどのような理由で無罪判決を下すのか、それにすべてが掛かっている。

10月17日、いよいよ再審開始

第三次再審請求のこれまでの経過

さる3月10日、東京高裁(中川武隆裁判長)は横浜事件第三次再審請求に対し、「再審開始」の決定を下しました。

その理由は、驚くべきことに、一九年前の第一次再審請求で弁護団が「新証拠」として提示していた「拷問による自白」(神奈川特高警官3名に対する一九五二年の最高裁判決)でした。

同じ「証拠」が、第一次では無視され、第三次では取り上げられたのです。担当する裁判官しだいで、判定は地獄と天国に分かれたことになりました。

第三次請求が、高裁段階でついに、理性と良心をそなえた裁判官に出会えたことは、本当に幸いなことでした。

振り返ると、横浜事件再審請求の歩みは次の通りです。

▼1986年7月：第一次再審請求 求提訴

▼1991年3月：最高裁棄却

▼1994年7月：第二次再審請求 求提訴

▼1998年8月：第三次再審請求 求提訴

▼2000年7月：最高裁、第二次請求棄却

▼2002年3月：第四次再審請求 求提訴

▼2005年3月：第三次請求に

東京高裁、再審開始を決定

このうち第三次は、故木村亨氏

を中心とする弁護団と「横浜事件を考える会」によってすすめられてきました。しかし全体として

みれば、この歩みに見るとおり、横浜事件再審裁判はほぼ切れ目なく続けられてきており、その中で今回の「再審開始決定」が勝ち取られてきたことがわかります。

また、第三次の決定は当然ながら私たち「支援する会」の第四次にも適用されるはずで

その意味で、第三次再審請求についても知っておく必要があると思

い、その概略をご紹介します。

第三次再審請求の請求人と弁護団

第三次の再審請求人は、裁判関係では最後の被害当事者だった板井庄作さんが亡くなられたため、次の5名で構成されています。

・木村まささん(故木村亨氏夫人)

木村氏は元中央公論社、第一次の請求人

小林貞子さん(故小林英三郎氏夫人。小林氏は元改造社、第一次の請求人)

平館道子さん(故平館利雄氏の長女。平館氏は元満鉄調査部、第一次の請求人)

高木晋さん(故高木健次郎氏の長男。高木氏は元日本製鉄、政治経済研究会グループとして検挙された)

由田道子さん(故由田浩氏夫人。由田氏は元古河電工、高木氏と同じ政治経済研究会グループとして検挙された)

と

ところで第二次は、第一次の際の裁判所の「一件記録の不存在」を理由とする門前払いの壁を突破するため、一人だけ判決書と予審終結決定書がそろって現存している故小野康人氏の夫人・小野貞さんが請求人となりました。小野さんを突破口として、事件関係者全員の再審開始を実現しようという戦略配置からでした。

第四次もこれを受け継いで、小野さんの遺族が再審請求人となっています。そうした事情から、第一次の請求人だった小林さんや平館さんのご遺族が、木村さんや弁護団からの働きかけで第三次の請求人となられたものと思われれます。

次に第三次の弁護団ですが、森川金寿団長、大島久明事務局長のほか、環直彌・竹澤哲夫・斉藤一好・新井章・内田剛弘・向武男・吉永満夫・岡山未央子といった方々で構成されています。多くは高名な先方です。

ポツダム宣言受諾による

治安維持法失効説は却下

さて、第一次の再審請求以来、二件記録の「不存在」を理由に門前払いを重ねられてきたこの裁判で、第三次において再審の理由とされたのは、「ポツダム宣言受諾による治安維持法の失効」という論理立てでした。

周知のように日本は、一九四五年8月15日（正確には14日）、米・

英・中国首脳の名によるポツダム宣言を受諾して降伏しました。その宣言に記された降伏条件の中には、軍隊の解体や戦犯の処罰等とともに「日本国民の間における民主主義的傾向の復活強化に対する障害の除去、言論思想の自由や基本的人権の尊重の確立」が挙げられています。

したがって、そのポツダム宣言を受諾したと同時に、言論・思想の弾圧法規である治安維持法は実質的に除去され失効していたはずであり、その失効した治維法によって裁いた横浜事件の原判決も無効である、というわけです（横浜事件の裁判は敗戦後に、いわば駆け込み的に行われた）。

この弁護団の主張を受けて、横浜地裁は京都大学大学院の大石真教授に鑑定を依頼しました。その結果、弁護団の主張を裏付ける大石鑑定書が提出され、これにより地裁は「再審開始」の決定を下したのです。

これに対し検察側は即時抗告、

舞台は東京高裁に移りましたが、その高裁決定がさる3月10日に出されたのでした。

結論は「再審開始」でした。しかしその理由は違っていました。高裁決定は、地裁が認めたが宣言による治維法失効説に対し、同法は「一九四五年10月15日、『治安維持法廃止等の件』と題する勅令が公布され、同日廃止されるまでは、法的に有効に存在していたというべきであり、同年8月14日に実質的に失効したとする原決定は誤りである」と言い切り、大石鑑定についても「単なる法律学者の学術的意見の開陳の域を出ない」として「当該事件における事実の認定を左右するような証拠とはいえない」と切り捨てたのです。

高裁が「再審開始」を決定したのは、冒頭に述べたように、被害者31名によって共同告発された特高警官3名に対する五二年の最高裁判決と、そのさい告訴状に添付された、拷問の実態を生々しく述べた31名の口述書によってでした。この確

定判決と口述書が、請求人に対し「無罪を言い渡すべき新たに発見した明確な証拠」であるとして、高裁の中川裁判長は「再審開始」を決定したのです。



仮りにもし、高裁でもポツダムによる治維法失効説が認められていたとしたら、再審が開かれてもただちに「免訴」ということになり、横浜事件の自身に立ち入ることなく決着を付けられていたでしょう。幸い「拷問→自白」が新証拠として認められたことで、再審裁判は事件の内実にかかわる裁判となる道が開かれました。そのため第三次の弁護団は事件当時の請求人にかかわる資料を精力的に蒐集、準備されていると聞きます。

はたして権力犯罪の本質にどこまで迫れるのか、もともと事件の全容解明をめざしている私たち第四次の側としても、刮目してその成り行きを見守りたいと思います。

（支援する会事務局・梅田）

会員の皆さんの声

○東京高裁の判決のニュース等で聞いてはいましたが、会報で読んで改めて、大きな意義を感じました。正にこれから新たに始まるということ、ささやかですが支援カンパとさせていただきます。

よしだゆうこ

○些かですがお役立て下さい。再審決定ニュースをテレビで知ったとき、よかった、と思いました。事はこれからと思いますが頑張ってください。微力ですが支援させていただきます。

山川次郎

○再審決定を大変喜んでます。

間島 弘

○開始決定、確定にご尽力の諸兄姉への敬意、お受け取り下さい。

上田誠吉

○本当によかったですね。これからが本番ですね。 松岡喜美栄

○報道を見てああやつとこの思いです。青山さんのお話を伺ったときのこと思われてなりません。あ

の後すぐに倒れましたから。事務局、本当にご苦勞様です。

浅尾充子

○再審おめでとうございます。まだまだ続くと思えますがこれを機に一段と頑張ってください。年会費とカンパお送りします。皆さんのご活躍を祈ります。

岡田富久子

○再審決定のニュース本当に嬉しく読みましたがまだまだ油断は出来なと思います。過日事務局に参りました時、「横浜事件……」の表示を見、長らくの奮闘の場所、と胸迫るものがありました。その数日後、市民広告運動の憲法九条の会で、講演者の桂敬一氏が横浜事件に触れて話されました。しかし聴衆の中で「横浜事件を知っていますか？」の問いに答えて挙手する人が余りに少なく愕然としました。

井汲頼子

○冠省 10月17日に再審が公開で行われるとのこと新聞で知りました。それにしても長過ぎ、被害者や遺族の方々の傷が癒されるという

こともないでしょうが、ともかくご苦勞様でした。こちらの粘りの結果である事はいうまでもありませんが、ここまで引つ張って来た敵の執念も相当なもので、油断はなりません。最後まで頑張ってください。

古山 登

カンパを寄せて下さった方々

〈2月〉永田誠

〈3月〉宮本ひさ子 横川定司

〈4月〉緑川亨 石原春男 山川次郎 吉田裕子 上田誠吉 井汲頼子

松岡喜美栄 岡田富久子

〈5月〉辻玲子 木下忠司 永田誠

〈6月〉永田誠

〈7月〉岩波芳組 江口十四一 永田誠

田誠

〈8月〉小平克

事務局より

今期も余すところわずかになってまいりました。会費未納の方には振替用紙を同封させていただきました。どうか更新をお願い致します。

☆先日小林嘉一郎さんが、横浜事件再審の歩みなどをお聞きになりたいと事務局に見えられました。事務局の梅田と金田が面談致しました。

☆10月17日に第三次の公開裁判があります。どのような判決が下されるのか傍聴に行きたいと思っています。泊会議がでつち上げであつた事の、細川論文が共産主義啓蒙論文ではないことの証明がなされるのか、司法がそのことを避けて結論を出すのか、しっかりと見てきたいと思っています。

金田

入会の申し込み・会費納入先

〒101-0064 千代田区猿樂町1-4-8
松村ビル401
横浜事件再審裁判を支援する会
tel/fax 03-3291-8066
〈年会費〉個人：2000円、団体：5000円
●郵便振替 00130-7-150641
●銀行振込 みずほ銀行九段支店
普通預金口座1478864
横浜事件再審裁判を支援する会